

大崎町立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大崎町立図書館雑誌スポンサー制度（以下「雑誌スポンサー制度」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 雑誌スポンサー制度は、雑誌を広告媒体として民間事業者等に提供し、その事業活動を促進するとともに、大崎町立図書館（以下「図書館」という。）の新たな図書館資料を確保し、もって町民の図書館利用サービスの向上を図る。

(雑誌スポンサー制度の内容)

第3条 雑誌スポンサー制度は、雑誌の購入費を負担し、図書館に提供する。

- 2 図書館は、雑誌スポンサーから提供された雑誌（以下「提供雑誌」という。）を図書館の雑誌として配架する。
- 3 雑誌スポンサーは、提供雑誌の最新号のカバー表面に雑誌スポンサーの名称を表示する。ただし、雑誌スポンサーの申出により匿名にすることができる。
- 4 雑誌スポンサーは、カバー裏面に広告を掲出することができる。
- 5 図書館は、図書館ホームページ等で雑誌スポンサーの名称を公表し、顕彰する。ただし、雑誌スポンサーの申出により匿名にすることができる。

(雑誌スポンサーの対象)

第4条 次の各号のいずれかに該当する業種は又は事業者は、雑誌スポンサーの対象としない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に規定する風俗営業に該当する業種及びこれに類似する業種
- (2) 貸金業法(昭和58年法律第32号)に規定する貸金業
- (3) たばこに関する業種
- (4) ギャンブル(公営競技及び宝くじを除く。)に関する業種
- (5) 投機の商品に関する業種
- (6) 占い又は運勢判断に関する業種
- (7) 債権取立て、示談引受け等に関する業種
- (8) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律(平成15年法律第83号)に規定するインターネット異性紹介事業者

- (9) 社会問題を起こしている業種又は事業者
- (10) 法律の定めのない医療類似行為を行う事業者
- (11) 興信所、探偵事務所等を営む事業者
- (12) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）及び会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による再生・更生手続中の事業者
- (13) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)に規定する暴力団その他反社会的団体又はこれらに関する認めに足りる相当の理由のある事業者
- (14) 各種法令等に違反している事業者
- (15) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない事業者
- (16) 町税等を滞納している事業者
- (17) その他町の資産を広告媒体とする広告に係る業種又は事業者として適当でないといふと図書館長（以下「館長」という。）が認めるもの

2 館長は、雑誌スポンサーがスポンサー期間に前項各号に該当するものとなったときは、契約を取消することができる。

（広告の内容）

第 5 条 広告の内容は、図書館の公共性又は社会的信頼性を損なうおそれのないものとし、次の各号のいずれかに該当するものは対象としない。

- (1) 雑誌スポンサーが広告主でないもの
- (2) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- (3) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (4) 基本的人権を侵害するもの又はそのおそれがあるもの
- (5) 政治性のあるもの又は選挙に関するもの
- (6) 宗教性のあるもの又は迷信若しくは非科学的なものに関するもの
- (7) 社会問題についての主義主張が含まれるもの
- (8) 美観風致を害するおそれがあるもの
- (9) 内容又は責任の所在が不明確なもの
- (10) 虚偽若しくは誇大であるもの又はその疑いがあるもの
- (11) 事実を誤認するおそれがあるものその他消費者被害の未然防止及び拡大防止の観点から適切でないもの
- (12) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないもの
- (13) 前各号に掲げるもののほか、広告媒体に掲載する広告として適当でないといふと館長が認めるもの

(雑誌スポンサーの期間)

第6条 雑誌スポンサー期間は、図書館が掲出を決定した月の翌月から翌年の3月31日までとする。ただし、掲出の決定が1月から3月になる見込みのときは、雑誌スポンサーとの協議により雑誌の提供を含め、新年度の4月1日からとする。

- 2 広告の掲出期間満了の2月前までに、雑誌スポンサーから雑誌の提供中止届(別記第5号様式)の提出がない場合は、自動的に更新するものとし、その後も同様とする。この場合において、更新後の広告の掲出期間は、更新前の広告の掲出期間満了日の翌年の3月31日までとする。

(雑誌スポンサーの申込み)

第7条 雑誌スポンサーになろうとする者は、図書館が指定する雑誌のうちから提供しようとする雑誌を選定し、雑誌スポンサー制度申込書(別記第1号様式)に次に掲げる書類を添付して館長に申し込むものとする。

- (1) 掲示しようとする広告の図案及び原稿
- (2) 雑誌スポンサーになろうとする者の概要が分かる書類

- 2 雑誌スポンサーになろうとする者が、図書館指定以外の雑誌の提供を希望する場合は、館長が図書館資料として適当と認めたものに限り提供が可能となる。
- 3 その他雑誌スポンサーの募集に関し必要な事項は、館長が別に定める。

(雑誌スポンサーの選定及び広告の内容確認)

第8条 館長は、雑誌スポンサーを選定するとともに、広告ごとに具体的な広告内容を確認し、その上で修正または削除等が必要な場合は、雑誌スポンサーに依頼するものとする。

(雑誌スポンサーの決定等)

第9条 館長は、第7条の申込みがあったときは、第4条の規定に基づき、その可否を決定し、雑誌スポンサー承諾(不承諾)決定通知書(別記第2号様式)により、申込者に通知するものとする。

- 2 館長は、雑誌スポンサーに決定したものと、覚書(別記第3号様式)により契約を締結するものとする。

(広告内容の変更)

第10条 館長は、雑誌スポンサーから雑誌に掲示した広告内容の変更届(別記第4号様式)が提出されたときは、広告掲載の可否を審査し、雑誌スポンサーに通知するものとする。

(雑誌の提供中止の届出)

第11条 館長は、雑誌スポンサーから雑誌の提供中止届(別記第5号様式)が提出されたとき及び雑誌スポンサーが雑誌スポンサー取消通知書(別記第6号様式)により、雑誌スポンサーに通知するものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。